

日本酪農の持続的発展のための提言

平成 21 年 3 月

社団法人 全国酪農協会



提言に当たって

社団法人 全国酪農協会
会長 上野千里

本会では、昭和54年3月にわが国酪農の方向を探るべく、酪農基本対策委員会を設置し、生産から流通までの諸問題について緊急提言を発するとともに、翌55年には時代を先取りする形で、広域需給調整機構の確立や、チーズ国産化推進等の提言を行ってまいりました。

時代は昭和から平成に入り、「ウルグアイ・ラウンド」や「ドーハ・ラウンド」に代表されるように、まさにグローバルな展開となり消費者嗜好の変化による牛乳消費の減少も見られる中で、生乳生産も減産、増産と翻弄される情勢が続いている現状にあります。

そこで本会では、全国酪農協会など4団体で構成する「酪農研究会」並びに同研究会の中に有識者による専門部会を設置し、平成20年3月からおよそ1年をかけて、数次にわたる真剣な論議を重ねてまいりました。その狙いは、近年の世界的なエタノール生産や新興国における穀物需要の増加、投機資金の流入などによる配合飼料価格の高騰に対応し、将来を見据えた自給飼料対策を考えようとするものでした。

その論議は常に意欲的であり、前向きで、しかも精力的に現場の実情を見つめた真剣なものでした。

その結果として、現時点の諸問題をも踏まえた幅広い提言となりましたが、その実現に向けては、さらに検討を必要とするもので十分とはいえず、より掘り下げた議論がなされる必要があると考えます。願わくば本提言に対し建設的なご批判をいただくとともに、政策ベースに反映させ、酪農生産者にさらに力強い勇気と希望を与えていただくことをお願い申し上げる次第であります。



答申に当たって

酪農研究会専門部会座長

日本大学生物資源科学部 教授 小林信一

酪農研究会専門部会は、全国酪農協会など4団体で構成する酪農研究会より日本酪農の今後の方針に関する質問を受け、平成20年3月より12回の委員会と4回の現地調査、さらに関係者との意見交換を行い、本年3月に最終答申を本研究会に答申しました。

答申作成に当たっては、

1. 日本の社会、農業における酪農の存在意義の検証に繋がること
2. 日本酪農の持続的発展に繋がる方向の検討
3. 具体的な提案に繋がる内容

の3点を基本的な方向とし、検討を重ねてきました。

わが国の酪農経営は、2年に及んだ減産型生産調整に引き続き、飼料価格などの高騰によるコスト高に見舞われ、多くの酪農家がやむなく経営を中止する事態に追い込まれています。異例と言える期中2回の加工原料乳補給金単価引き上げや、飲用乳価の引き上げも実現しましたが、牛乳消費の減退が続く中、4月以降の酪農情勢も酪農家にとって有利なものとは言えません。

また、WTO農業交渉の決着如何によっては、さらに厳しいものになる可能性も強まっております。こうした状況を切り開くには、「酪農がわが国にとってなくてはならない存在である」ことを基礎とした政策的な支援や国民的なバックアップが不可欠ですが、そのためには生産者自らが一致団結して、ことにある必要があると考えます。本提言がそのための「一石を投じた」ことになることを期待しております。

日本酪農の持続的発展のための提言

1. 生産者団体として取り組むべき課題

- 提言 1. 酪農家の戸数減少の中で、生産者の力がこれ以上弱まることなく、むしろ強めるために、地域から全国までの全ての段階において、生産者の力の結集が図れる生産者団体組織作りに向け、組織統合などに立場を超えて取り組むこと。
- 提言 2. 酪農生・処・販各段階のバランスのとれた持続的な発展に不可欠な生産者・乳業者的小売業に対する価格交渉力を増すために、乳製品の加工処理能力を生産者自らが持てるよう、とも補償制度など生産者の協同の取り組みを強化すると共に、生産者団体系乳業メーカーの強化のための取組を行うこと。その際には、生産者団体が責任を持ってイニシアティブを持つよう努めること。
- 提言 3. 生産者団体は、農地、特に遊休農地の畜産的な利用（粗飼料生産・放牧）の社会的役割・重要性を認識し、その促進に組織をあげて取り組むこと。また、農地の畜産的利用が経営的にも合理性を持つように、
ア. 農業機械への過剰投資や労働力不足への対応としてコントラクター や地域内の未利用資源の活用を含めた自給飼料型TMRセンターの 育成を行うこと。
イ. アの設立に当たり、農業委員会、地域水田農業協議会などに働きかけて、耕作放棄地や不作付け地などの遊休農地を含めた農地の集積 を図ること。
- 提言 4. 担い手の確保・育成のため、後継者確保対策に取り組むとともに、酪農への新規参入システムの確立と、酪農経営の継続に寄与している酪農ヘルパー制度の存続・発展に向け組織をあげて取組むこと。
- 提言 5. 酪農経営の経営改善を図るため、生産者団体が酪農家に対する経営・技術支援を専門的に行い得る組織を持つとともに、組織編成と運営のコーディネーターとなって、多様な経営支援組織による組織の枠を超えた連携が行える体制作りに取り組むこと。
- 提言 6. 牛乳消費の拡大に向けて、生処販一体となった取組を行うこと。その際、より大きな効果が発揮できるように、各団体や企業が個別に取り組むのではなく、統一した戦略に基づいた広報宣伝活動を行い、生産者からの拠出金が効率的かつ有効に活用できるように、関係団体・企業に働きか

けること。

提言 7. 消費者からの信頼を得るために、食農教育としての酪農教育ファーム活動に対する取組と、消費者との継続的な交流・意見交換を行うこと。

2. 行政への要請事項として取り組むべき課題

提言 1. 酪農が我が国に存在することの社会的な意義に鑑み、酪農家が中長期的に経営の見通しが立てられる経営安定制度を、現行不足払い制度の見直しの上で、確立すること。

提言 2. 農地の保全管理と利活用のために、水田を含めた農地の畜産的利用を政策的に進めること。その際、現在の中山間地域等直接支払いにおける地目別助成金格差や、水田経営所得安定対策において飼料作物が対象となっていないことなどが、水田における畜産的利用の普及拡大を阻害している点を踏まえ、飼料用イネや飼料用米を含めた飼料作物生産を食用米や麦・大豆と同列の重要品目と位置付けた政策の展開を行うこと。そのために、農地・水・環境保全向上対策や飼料生産促進政策など多くの関連施策を、農地の善良な管理を前提とした直接支払方式に一元化することも考慮すること。

提言 3. 牛乳消費拡大や自給飼料多給、放牧推進などの観点から、乳脂肪率などの取引基準の見直し、乳牛の改良を行い、自給粗飼料依存型酪農経営普及のバックアップを行うこと。

提言 4. 需給調整機能強化に繋がる加工処理能力向上のためのとも補償制度の拡充や乳業再編の推進への継続的な支援を求めるこ。

答申内容の具体的検討内容 目次

はじめに.....	4
I. 酪農の食、環境、教育などに果たす役割の重要性.....	4
II. 酪農を持続的に発展させるための方策.....	4
1. 酪農経営の持続的発展のための取組.....	5
1) 中長期的な経営見通しの立つ経営安定制度の必要性.....	5
2) 自給飼料生産の促進(経営の安定化と地域の農地管理)のための措置.....	6
3) 担い手の確保・育成のための取組.....	7
4) 酪農経営の経営改善を図るための取組.....	8
2. 消費者からの信頼を得るための取組.....	9
1) 食農教育.....	9
2) 繙続的な消費者との交流・意見交換.....	9
3. 以上の取組を実現するための生産者団体の組織力強化—生産・処理一体化	9

はじめに

本専門部会は、平成20年3月より日本酪農の持続的発展のために必要な事項に関して、9回の委員会と4回の現地調査、さらに関係者との意見交換を行い、10月に中間答申を提出した。その後、さらに3回の委員会と関係者との討議などによる検討を加えてきたが、ここに最終答申を提出する。酪農の持続的な発展に向け、酪農関係者の一体となった取組を期待したい。

わが国の酪農経営は、未曾有の危機に直面している。2年に及んだ減産型生産調整に引き続く、平成19年来の飼料価格など生産資材の高騰によるコスト高により、異例の期中2回の加工原料乳補給金単価引き上げや、飲用乳価の20年4月、21年3月の引き上げにもかかわらず、酪農経営は疲弊し経営中止農家が相次いでいる。また、WTO農業交渉の帰結は予想しがたいが、酪農経営にとって厳しいものになる可能性も強まっている。こうした状況において、わが国酪農の持続的な発展にとって不可欠な取組を以下に取りまとめる。

I. 酪農の食、環境、教育などに果たす役割の重要性

まず我々は、わが国の酪農が以下のような重要な役割を果たしていること、そして、今後ともその役割をさらに発展させることの重要性を確認する必要がある。

- ① 重要な食料、特にタンパク質やカルシウムの供給源である。近年、乳タンパク質は、抗高血圧症、免疫調節、抗菌、抗血栓、抗ウイルス、抗腫瘍、抗酸化作用、鉄吸収などの第三次機能についても注目を集めている。
- ② 地域経済を支える重要な産業であり、また、関連産業を含め多くの雇用を生み出している。
- ③ 飼料生産や放牧による水田など農地の有効活用、遊休農地の解消、またエコフィードの活用による食品廃棄物の利活用を通して、地域の農地や環境の守り手である。
- ④ 酪農教育ファームなどによって「食農教育」「命の教育」を行っている。等

今日のように酪農経営にとって厳しい状況が継続するならば、酪農生産の衰退によって、こうした重要な役割を果たすことができなくなる可能性がある。そのことは、わが国の農業・農村や国土保全などに多大な支障が生ずることを意味する。

II. 酪農を持続的に発展させるための方策

平成19年以降の生産資材の高騰などによる経営的な困難を脱するためには、乳価の値上げや緊急経営安定対策が短期的には重要であるが、将来に希望の持てる酪農とするためには、中長期的な視野に立った以下の取組が必要とされる。

その際には、次のような観点に立つことが肝要である。つまり、昨今の減産型生乳生産調整に続く飼料価格高騰はすべての地域の酪農経営を悪化させているが、特に都府県においては酪農家戸数の急減と生乳生産の減少が深刻化している。その結果、北海道の生乳生産シェアは増加傾向にあり、全国の5割を超える方向にある。さらに北海道においても、

酪農専業地帯である道東地区が生乳の8割を生産しており、わが国全体の4割近くを占める。都府県酪農の衰退は、北海道酪農の発展にとっても望ましいものではなく、全国的にバランスのとれた、また地域ごとに特徴を持った多様な酪農経営の維持・発展が必要である。

1. 酪農経営の持続的発展のための取組

1) 中長期的な経営見通しの立つ経営安定制度の必要性

酪農経営の安定的な発展のために、現在実施されている施策としては、①加工原料乳生産者補給金制度（不足払い法）による加工原料乳地帯の再生産確保、②9ブロック化された指定生乳生産者団体による一元集荷・多元販売体制の強化、③承認工場制度に基づく無税の飼料穀物輸入制度と価格高騰に対処した飼料価格安定基金制度である。これに緊急的な各種経営安定対策や、生産者団体による自主的な生産調整対策などによって補強するシステムとなっている。しかし、平成19年来の酪農危機はこうした酪農経営のセーフティネットの限界を明らかにした。特に新不足払い制度の制度的な問題点は、今後の酪農の持続的な発展にとっての弱い環となるだろう。

加工原料乳生産者補給金制度は平成12年に改定されたが、その狙いは、「市場実勢を反映した適正な価格形成を実現すること」とされている。その一方で、従来の不足払い法の主要な目的であった加工原料乳地帯の再生産を確保するための生産者の所得保障という側面は後退した。つまり、これまでの不足払い法下では、加工原料乳の保証乳価によって、生産者は生産費をカバーすることができたが、新法では生産者交付金が支払われることになったとはいえ、それによって確実に生産費をカバーできる乳価水準になるかは、制度的に担保されていない。一昨年来の事態は、当初予想した状況と大きく異なっている。飼料費の高騰によって生産費が上昇したにもかかわらず、生産費を十分にカバーできる乳価の上昇はスムーズには実現できなかった。これは、牛乳を中心とした消費停滞も一因だろうが、生・処・販をめぐる力関係が、生産者乳価に抑制的に働いていることも指摘できよう。こうした事態に対応するには、

- ① 牛乳消費の拡大に向けた生処販一体となった取組。
- ② 生産者の取引交渉力を向上させるための組織的再編などの取組。
- ③ 酪農生産の持続的な発展のための政策的なセーフティネットが必要とされている。

旧不足払い法において生産者補給金単価は、保証価格と乳業メーカーの買い取り価格（支払可能価格）である基準取引価格との差額として決定してきた。しかし、現行「不足払い法」では、旧不足払い法の最終年で、上記のように決定された平成12年度の補給金単価を、その後の生産費の変動によって修正することで決めるという方式を採っており、当初こそ、補給金単価の水準は同程度であったが、旧不足払い法の「生産費をカバーする乳価」という制度理念を引き継ぐものではない。新不足払い制度は、本来「不足払い」法と呼ぶこと自体が誤解を生む、まったく異なったものとなっている。そのため、今回のような生産費の高騰という事態には、対応することができなかつた。

その際には以下の諸点が考慮されるべきだろう。

- ① 酪農家が中長期的に経営の見通しが立てられる経営安定対策であること。

② そのためには、価格の変動のみではなく、生産費の変動も考慮に入れた生産者の所得安定対策であること。

また、制度設計の際に、昨今の内外情勢の以下のような変化を考慮にいれる必要がある。

- ア. 北海道の生乳生産シェアが高まり、加工原料乳の割合が5割を割る事態が常態化することを見据え、加工原料乳価ではなく、飲用乳価あるいは飲用乳とのプール乳価を対象とした価格を対象とすることも検討する。
- イ. WＴO農業交渉の結果は予想しがたいが、高関税による乳製品の国境措置が困難になることも危惧される事態になっており、仮にそうした状況になっても、国内生産が持続的に発展できる制度であること。

こうした経営所得安定対策は、例えば麦・大豆では、その実際の補填水準や補填対象範囲の是非について評価が分かれるものの、内外価格差は「ゲタ」部分で補填し、価格変動に対しては「ナラシ」によって安定化を図るという思想によって制度設計されている。また、肉用牛肥育経営については、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン制度）によって平均的な労働所得は保障するという制度になっている。この制度の問題点は、物財費を割り込むまでの経営悪化には対応できないことである。こうしたケースでは、いわゆる補完マルキン制度によって、物財費の赤字分の6割を補填する仕組みが作られているが、補填割合が低いことや、マルキンを含めこの制度が不足払い法のような法に基づいたものではなく、関連対策の一環として行われていることなどがあげられる。

酪農経営では、旧不足払い法下で現実化していた生産者所得保障制度が大きく後退したことが、今日の酪農経営の苦境の一因となっていることを踏まえ、他の農業部門を参考にした新たな経営所得安定対策の導入が不可欠であり、その創設に向かって、組織をあげた討議を行う必要がある。

2) 自給飼料生産の促進（経営の安定化と地域の農地管理）のための措置

農作物の収益性低下や農業者の老齢化、野生鳥獣害の増加等により、近年、遊休農地は増加の一途をたどっている。耕作放棄地に田畠の不作付地を加えた遊休農地面積は約60万ha（平成17年）で、耕地面積の1割以上に達している。営農条件の困難な中山間地域では5割を超える地域も少なくない。遊休農地の増加は、農山村の衰退をもたらすのみならず、食料自給力の低下や都市の環境悪化に繋がる日本全体の問題である。

一方、酪農家1戸当たり飼料作物作付面積は、全国平均で昭和46年の2.0haから平成18年には24.7haへと30年間で10倍以上になった。地域別では北海道が1戸当たり55.0haと圧倒的だが、都府県でも6.0haと水稻農家に比べれば農地集積は進んでいる。今後、遊休農地の急増が危惧される状況下で、農地の管理主体としての畜産農家、特に酪農家への期待が高い。

農地の畜産的利用としては、従来から行われてきたトウモロコシや牧草などの飼料作物生産の他、近年では中山間地域を中心とする耕作放棄地放牧や、水田での飼料イネ（WCS）、飼料用米の栽培、あるいは飼料イネの立毛状態での放牧利用など、多様な形態が先進地域において実施されるようになっている。100万haにおよぶ食用イネの生産調整が必要とされる中で、食料安保や国土保全のために、将来に亘って農地を維持していくには、水田を

含めた農地の畜産的利用が重要な柱となってくるだろう。特に、全国の遊休農地の9割以上が都府県に集中し、6割が田であるという現状では、都府県における水田の畜産的利用が特に重要である。

一方、個別酪農家にとって飼料生産は、良質な粗飼料の供給や堆肥など糞尿の活用を通して、コスト削減や経営の安定性を高めることが指摘されている。しかし、現実には常に飼料生産が経営的な合理性を持つとばかりは言えない。これは、購入飼料価格が相対的に安価であるためばかりではなく、借地などで拡大できる農地が狭小・分散しているといった圃場条件や、飼料生産のための農業機械への投資が莫大であること、労働力が不足、あるいは高齢化して飼料生産への対応が難しいといった問題のために、現今のように購入飼料価格が暴騰しても、自給飼料生産の拡大をすぐに行うことが困難な要因となっている。

さらに、農業政策が水田を中心とした農地の畜産的利用を促進するようになっていないことも一因である。

以上のような点を踏まえ、自給飼料生産拡大のために、以下の点を提案したい。

- ① 生産者団体は、農地、特に遊休農地の畜産的な利用（粗飼料生産・放牧）の社会的役割・重要性を認識し、その促進に組織を挙げて取り組むこと。
- ② 飼料生産を行うか否かは、あくまでも個別経営の経営判断に任せるべきだが、農地の畜産的利用が経営的にも合理性を持つように、
 - ア. 農業機械への過剰投資や労働力不足への対応としてコントラクターや地域内の未利用資源の活用を含めた自給飼料型TMRセンターの育成を行うこと。
 - イ. アの設立に当たり、耕作放棄地や不作付地などの遊休農地を含めた農地の集積を図ること。
 - ウ. 中山間地域直接支払いにおける地目別助成金格差や、水田経営所得安定対策において飼料作物が対象となっていないことなどが、水田における畜産的利用の普及拡大を阻害している点を踏まえ、農地・水・環境保全向上対策や飼料生産促進政策など多くの関連施策を、農地の善良な管理を前提とした直接支払方式に一元化すること。
 - エ. 放牧に適した乳牛の改良や、乳脂肪率などの乳質取引基準の見直しを行い、放牧など自給粗飼料依存型酪農経営普及のバックアップをすること。

3) 担い手の確保・育成のための取組

酪農部門は、高齢化が進み後継者不足が深刻になっている農業部門の中では、若い担い手が確保されている農家（経営主が49歳以下か、50歳以上で後継者が確保されている農家）割合が6割近くに達している。しかし、近年の収益性悪化の中で、若い担い手のいる酪農家も経営を中止したり、後継者が継承を断念したりといった事態が見られる。後継者確保には、まず酪農経営の収益性、安定性の回復が不可欠であるが、担い手確保対策も重要な課題である。

今後とも酪農経営の中心的な存在である家族経営の持続的発展ためには、後継者の育成対策が重要であるが、同時に酪農部門の外部からも就農希望者が円滑に参入できるシステム作りも不可欠である。北海道では北海道農業開発公社による「リース牧場」制度が四半世紀の歴史をもち、すでに300人を超える新規参入酪農家を生み出している。都府県においても、こうした制度の定着が望まれる。また、「日本型経営継承システム検討委員会答申」

にあるように、学校教育段階から新規就農までの一連の新規就農のためのシステム—日本型農業階梯—の整備が喫緊の課題である。その点では、酪農ヘルパーは、酪農家の休日確保という以外に、新規就農へのステップとして重要な役割を果たしつつある。例えば、平成20年度に北海道のリース牧場制度を利用して新規参入を果たした10名中ヘルパー経験者は半数にのぼっている。また、「日本型経営継承システム検討委員会」答申を受けて実現した離農希望酪農家と新規就農希望者との間を結ぶマッチングシステムによって、平成19年度に都府県においてもヘルパー経験者の新規就農が実現しており、こうしたシステムを根付かせるために、組織を挙げた取組が必要である。特に、優秀なヘルパー員を確保・養成するために、ヘルパー員の雇用条件の整備が新規就農などの将来のキャリアアップの道の整備とともに不可欠であり、そのためには農協などが職員としてヘルパーを待遇するなどが望まれる。

酪農戸数の減少と酪農経営の収益性の悪化の中で、酪農ヘルパー利用総日数は平成17年をピークに減少に転じており、ヘルパー組合の経営にも影響が及ぶことが危惧される。ヘルパーの傷病時互助制度は、従来であれば長期入院などで経営を断念せざるを得ない場合でも、経営継続が可能となる制度で、高齢化しつつある酪農経営にとって、今後ますます重要な制度である。しかし、利用が事前に予想できないため、ヘルパー員の確保が人員的にも財政的にもヘルパー組合の負担となっている。ヘルパー組織の維持は、ヘルパー組合等の組織合併や職域拡大などによる自助努力も求められるが、担い手確保による酪農経営の持続的な発展に不可欠な支援組織であることから、今後とも政策的な支援の継続が必要とされる。

4) 酪農経営の経営改善を図るための取組

昨今の厳しい経営環境下では、酪農経営の改善のために、周産期を中心とする繁殖管理や良質粗飼料の生産、飼料費や減価償却費の圧縮、借入金の見直しなど、多様な経営・技術的課題の解決が求められている。こうした経営・技術両面にわたる課題解決において、外部機関によるコンサルタント機能がますます重要になってきている。この面では全国農協中央会によるJA全国専門畜産経営診断士制度や全酪連による酪農家経営管理支援システムなどがあるが、農協や酪農協による一層の体制整備が期待される。農業団体自らが優れた経営技術支援体制を持つデンマークなど諸外国の事例を踏まえ、酪農家に対する経営・技術支援を専門的に行い得る組織の確立と、専門的な知識と能力を持った人材の育成が必要となっている。

さらに、農業改良普及センター、県畜産協会、家畜改良事業団（乳牛群検定）、試験場、大学、NOSAI家畜診療所、飼料メーカー、乳業メーカー、経営コンサルタント、税理士、開業獣医師など数多く存在する酪農経営支援組織が組織の枠を超えた連携を行い、体制を整備して、個別経営の改善方策の立案と実行をその中で進めてゆくことが必要である。そのためには、各組織の機能分担を明確化した上で、農協・酪農協が組織編成と運営のコーディネーターとして活躍することが望まれる。

こうした経営支援体制の整備は、何よりも酪農経営の改善が目的であるが、同時に生産者団体にとっては、酪農経営の現状をすばやく把握することによって、的確な対策や政策要望につなげることが可能となるという面もある。

2. 消費者からの信頼を得るための取組

1) 飲農教育

酪農には、子供や消費者が酪農体験を通して「食といのち」を学ぶことを支援する機能がある。平成20年度現在、全国270牧場が酪農教育ファームとしての認証を取得し、ファシリテーターの資格を取得した酪農家や関係者も401人に達している。これらの認証牧場で平成19年には約69万人もが酪農体験学習を行っている。また、酪農家や支援者が乳牛を連れて直接小学校などに出向く「わくわくモーモースクール」も各地域で実施されるようになっており、子どもや家族に対する牛乳・乳製品の消費拡大活動を超えた「食といのちを学ぶ」教育活動の一環として受け入れられる様になっている。今後も、こうした機能の重要性を確認し、認証牧場の拡大やわくわくモーモースクールの全国的な展開など、酪農教育ファーム活動に対する組織をあげた取組を継続していく必要がある。

2) 継続的な消費者との交流・意見交換

今後の酪農の持続的な発展を考える上で、わが国酪農に対する消費者の支持・支援は不可欠なこととしてある。上記の酪農教育ファームを始めとして、消費者との継続的な交流や意見交換を行うことは、酪農の現状を理解してもらうためばかりでなく、今後のわが国酪農の方向性を考える上でも、大きな拠り所になるであろう。現に今回の酪農危機に際し、組合員からの拠出金によるカンパを酪農家に対して行った生協もある。今後、生産者団体と消費者グループなどとの継続的な意見交流の中で、酪農教育ファームの普及発展を図ったり、中山間地域を中心とする遊休農地の活用を共同して取り組んだり、等に発展することが期待される。

3. 以上の取組を実現するための生産者団体の組織力強化

— 生産・処理一体化

平成12年に行われた酪農改革によって、都府県指定生乳生産者団体の8ブロック化が実施され、ブロック内プール乳価や集送乳ルートの合理化、酪農組合組織の合併などが一定程度進んだ。指定団体の広域化の目的は、生乳の広域流通に対応した集送乳合理化や、団体運営の効率化を通じた手数料等経費の軽減などの他に、取引主体としての体制整備を通じた乳価交渉力を發揮することがある。しかし、この点については、昨今の状況を見ると、十分にその機能が発揮されるようになったとは言いがたい。鈴木宣弘東大教授らの試算によると、乳業メーカー対スーパーの取引交渉力の優位度は、ほぼ0対1で、スーパーがメーカーに対して圧倒的な優位性を持ち、酪農協対メーカーでは、0.1対0.9から0.5対0.5で、メーカーが酪農協に対して優位であるという（注）。

世界ではスーパーなど小売業の巨大なバイイングパワーに対抗するため、乳業メーカーの再編が進行しており、米国では乳業第1位の Suiza Foods と第2位の Dean Foods の合併が行われた。また酪農組合系会社においても、例えばスウェーデンとデンマークの国境を越えた酪農協同組合の統合など、大規模な再編が実施されている。わが国においては酪農家戸数がピークの20分の1になったにもかかわらず、組織的な結集は十分とは言えない

状況が、ますます酪農家の取引交渉力をそぐ結果となっている。こうした現状を打破するには、地域から全国までの全ての段階において、生産者の力が十分結集できるような強固な組織作りが求められている。

さらに生産者が巨大な商業資本に対抗するには、生産者組織の単なる組織統合だけでは不十分であり、生産者系組織による需給調整機能を持つための加工処理能力の飛躍的な向上をバックにする必要がある。我が国においても、日本ミルクコミュニティと雪印乳業との合併が決定したことから期待が高まっているが、この合併が生産者にとっても意義あるものとするための取組を行う必要がある。また、21年3月の飲用乳価10円の値上げは、生産者にとってこれまでのコスト割れの状況を開拓し、経営改善を図るチャンスではあるが、経済情勢の悪化の下、今後①農協系プラントなど中小乳業メーカーを中心に、乳価値上げ分を飲用牛乳価格に転嫁できず、経営的に困難に陥るメーカーが出現すること、②牛乳消費のさらなる減退から、生産者乳価引き下げ圧力が強まる、などが今春以降起こる可能性が高い。こうした点も考慮し、生産者の取引交渉力を高めるために、欧米の酪農組合会社の統合などを参考にしつつ、①全国段階を含めた生産者団体の統合、②需給調整機能強化に繋がる加工処理能力向上のためのとも補償制度の拡充など生産者の取組と生産者系プラントの統合と生・処両段階の結合、を検討することが必要であると考える。

以上

注) J.Kinoshita, N. Suzuki, and H.M. Kaiser, "The Degree of Vertical and Horizontal Competition Among Dairy Cooperatives, Processors and Retailers in Japanese Milk Markets," Journal of the Faculty of Agriculture Kyushu University, 51(1), February 2006, pp. 157-163.

酪農研究会のこれまでの開催経過と主な検討項目について

(社) 全国酪農協会

I. 酪農研究会の研究方向

<基本的な方向>

- (1). 日本の社会、農業における酪農の存在意義の検証につながる内容
- (2). 日本酪農の持続的発展に繋がる方向の検討
- (3). 具体的な提案に繋がる内容

<具体的な検討事項>

- (1). 喫緊の課題である飼料問題の現状と打開の方向を探る
 - ① 輸入飼料穀物の見通し（生産と需要の動向、特にバイオエタノール、中国の需給動向）
 - ② 国産飼料穀物の可能性（特に飼料米、エコフィードなど代替未利用資源）
 - ③ 粗飼料生産の現状と将来方向（特に稲発酵粗飼料など水田における飼料生産）
 - ④ 放牧の現状と可能性
- (2). 上記の課題を解決するための条件の検討
 - ① 政策的な課題（輸入政策、飼料基金、価格支持制度、品目横断政策、中山間地域直接支払い、農地制度など）
 - ② その他

II. これまでの開催経過

・第1回酪農研究会（合同会議）並びに第1回酪農研究会専門部会

平成20年3月6日（木）・午前10時～12時 於：全国酪農協会会議室

テーマ「平成20年度畜産物価格・関連対策の概要について」

斎藤東彦委員（全国酪農協会常勤理事）

テーマ「平成20年度食料・農業・農村政策審議会畜産部会
での議論について」

阿部 亮専門委員（前日本大学生物資源科学部教授）

・第2回酪農研究会専門部会

平成20年3月25日（火）・午前10時～12時 於：全国酪農協会会議室

テーマ「飼料高下の酪農経営において考えられねばならないこと」

阿部 亮専門委員（前日本大学生物資源科学部教授）

・第3回酪農研究会専門部会

第1部

平成20年4月12日（土）・午前9時30分～11時30分 於：中央畜産会会議室

テーマ「飼料イネおよび耕作放棄地放牧について」

千田雅之専門委員（中央農業総合研究センター上席研究員）

第2部（畜産経営経済研究会例会と合同開催）

平成20年4月12日（土）・午後1時30分～5時 於：中央畜産会会議室

テーマ「世界市場における飼料穀物の需給」

大賀圭治氏（日本大学生物資源科学部教授）

テーマ「乳製品の国際需給とわが国の酪農」

並木健二氏（前雪印乳業㈱酪農総合研究所）

・第4回酪農研究会専門部会

第1部

平成20年5月16日（金）・午後2時～5時 於：全国酪農協会会議室

テーマ「生活クラブ生協の酪農・畜産とのかかわり」

田辺樹実専門委員（生活クラブ生協連合会開発部部長）

第2部（畜産経営経済研究会例会と合同開催）

平成20年5月16日（金）午後6時30分～8時30分 於：中央畜産会会議室

テーマ「酪農経営の改善方向」

森 剛一氏（税理士・農業経営コンサルタント）

・第1回現地検討会（関東東海北陸農業試験研究推進会議経営部会）

◎シンポジウム

平成20年6月5日（木）・午後1時～5時 於：農林水産技術会議事務局筑波事務所
共同利用施設会議室

基調講演「水田の畜産利用の課題と地域農業再編の可能性」

小林信一専門部会・座長（日本大学生物資源科学部教授）

◎現地視察

平成20年6月6日（金）・午前9時～12時 於：茨城県結城市・宮崎協業、常総市・
耕畜連携

テーマ「飼料イネ導入による麦・大豆作の改善」

「放牧と飼料イネを組み合わせた農地管理と周年放牧モデル」

参加者：千田雅之専門委員（中央農業総合研究センター上席研究員）

阿部 亮専門委員（前日本大学生物資源科学部教授）

・第2回現地検討会（酪農研究会合同熊本調査）

平成20年6月18日（水）～19日（木） 於：熊本県菊池市・菊池地域農協、

株式会社アドバンス

テーマ「自給飼料型TMRセンターについて」

参加者：阿部 亮専門委員（前日本大学生物資源科学部教授）

千田雅之専門委員（中央農業総合研究センター上席研究員）

神山安雄専門委員（前全国農業会議所・農政ジャーナリスト）

小林信一専門部会・座長（日本大学生物資源科学部教授）

赤堀和彦氏（生活クラブ生協連合会開発部畜産課長）

・第5回酪農研究会専門部会

第1部

平成20年6月20日（金）・午後2時～5時 於：全国酪農協会会議室

テーマ「水田政策と自給飼料生産」

神山安雄専門委員（前全国農業会議所・農政ジャーナリスト）

第2部（畜産経営経済研究会例会と合同開催）

平成20年6月20日（金）・午後6時30分～8時30分 於：中央畜産会会議室

テーマ「飼料穀物の世界市場動向」

落合成年氏（全農畜産生産部海外事業課長）

・第2回酪農研究会（合同会議）並びに第6回酪農研究会専門部会

平成20年7月1日（火）・午前10時～午後1時 於：全国酪農協会会議室

テーマ「酪農政策の課題と方向」

鈴木宣弘氏（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

・第7回酪農研究会専門部会

平成20年8月4日（月）・午後1時30分～6時 於：全国酪農協会会議室

テーマ「飼料稻の育種の現状と将来」

根本 博氏（農業・食品産業技術総合研究機構

作物研究所低コスト稻育種研究チーム長）

・第3回現地検討会

平成20年8月7日（木）～8日（金） 於：山形県酒田市・平田牧場、庄内みどり農協他

テーマ「飼料米について」

参加者：小林信一専門部会・座長（日本大学生物資源科学部教授）

神山安雄専門委員（前全国農業会議所・農政ジャーナリスト）

田辺樹実専門委員（生活クラブ生協連合会開発部部長）

・第4回現地検討会

平成20年8月25日（月）～26日（火） 於：北海道釧路市・阿寒農協、TMRセンター他

参加者：小林信一専門部会・座長（日本大学生物資源科学部教授）

・全国酪農協会三役・経営委員会並びに第8回酪農研究会専門部会

平成20年9月8日（月）・午前10時～午後1時 於：全国酪農協会会議室

答申取りまとめの討議 ※上野千里会長、金川幹司副会長が参加。

・第3回酪農研究会（合同会議）並びに第9回酪農研究会専門部会

平成20年10月17日（金）・午後2時～5時 於：全国酪農協会会議室

中間答申案の討議と決議

・平成20年度酪農基本対策委員会、内田欽耕牧場視察

平成20年11月7日（金）～8日（土） 於：栃木県那須町・ホテルエピナール那須、

内田欽耕牧場

テーマ「酪農研究会報告・中間提言について」

小林信一専門部会・座長（日本大学生物資源科学部教授）

テーマ「最近の酪農をめぐる問題について」

迫田潔氏（農林水産省畜産部乳製品調整官）

基本対策委員会にて、「日本酪農の持続的発展のための提言」を全国酪農協会酪農研究会専門部会中間答申として公表。

その後、3月の最終答申に向け引き続き検討を行ない、内容は全国酪農協会三役に一任することが決定された。

・酪農研究会乳価制度に関する懇談会

平成20年12月24日(水)・午前12時～午後2時 於：「宝」東京国際フォーラム店

・第10回酪農研究会専門部会

平成21年1月16日(金)・午前10時～午後1時 於：全国酪農業協会会議室

テーマ「乳価形成と酪農・乳業の組織問題」

矢坂雅充専門委員（東京大学大学院経済学研究科准教授）

・第11回酪農研究会専門部会

平成21年2月5日(木)・午後6時～8時 於：全国酪農協会会議室

テーマ「自給飼料政策について」

谷口信和氏（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

・第12回酪農研究会専門部会

平成21年3月16日(月)・午後6時～8時 於：全国酪農協会会議室

最終答申取りまとめのための討議

・全国酪農協会役員会

平成21年3月26日(木)・午後2時～3時 於：熱海市

小林信一専門部会・座長が最終答申案の内容を説明、役員会で了承された。

酪農研究会委員・専門委員・事務局名簿

(社) 全国酪農協会
(順不同・敬称略)

1. 研究会委員

- 上野 千里 (会長・全国酪農協会会长)
金川 幹司 (委員・全国酪農協会副会长)
阿佐美昭一 (同・全国酪農協会副会长)
佐々木 勲 (同・全国酪農協会理事)
今関 輝章 (同・全国酪農協会常務理事)
斎藤 東彦 (同・全国酪農協会酪農指導室長)
坂本 壽文 (同・全国酪農業協同組合連合会専務理事)
藤村 忠彦 (同・日本ホルスタイン登録協会専務理事)
小林 信一 (同・日本大学生物資源科学部教授)
斎藤 博 (同・日本酪農政治連盟幹事長)

2. 専門部会委員

- 小林 信一 (座長・日本大学生物資源科学部教授)
阿部 亮 (前日本大学教授)
神山 安雄 (前全国農業會議所・農政ジャーナリスト)
田辺 樹実 (生活クラブ生協連合会開発部長)
千田 雅之 (中央農業総合研究センター上席研究員)
矢坂 雅充 (東京大学大学院経済学研究科准教授)

3. 事務局

- 三国 貢 (全国酪農協会・指導部長)
笛田 健一 (日本酪農政治連盟事務局長)
円谷 俊夫 (全国酪農業協同組合連合会・指導企画部長)
栗田 純 (日本ホルスタイン登録協会・調査部長)

あとがき

酪農研究会の立ち上げについては、平成19年2月に当時、全国酪農業協同組合連合会の専務理事であった林茂昭氏との懇談の折に、日本酪農の持続的な発展のために、今何かを考えておくべき時期ではとの提唱により理事会に諮り全国酪農協会内に設置されました。具体的には翌年の3月に第1回目の会合を開催し、実質的な検討をスタートさせました。この引き金になったのが、平成19年末からの飼料価格や原油価格の高騰が酪農経営を直撃し、未曾有の酪農危機に陥り、各地で酪農家の脱落が相次ぐ事態となつたことが大きな要因であります。

当初は、飼料高騰に対処して、自給飼料対策を研究会の主要なテーマに取り上げ、そのためには専門的知識を有する方に専門部会の委員として参画いただき、とりまとめをお願いするほうが賢明と判断し、日本大学の小林信一教授にご相談申し上げたところ、快くお引き受けいただきました。

酪農研究会の設置と委員の委嘱については、広く団体の意見も参考にすることで、友好団体である全国酪農業協同組合連合会、(社)日本ホルスタイン登録協会ならびに日本酪農政治連盟の常勤役員の方にも参画していただき、専門部会との合同会議において貴重な意見をいただきました。

専門部会の先生方には、それぞれ多忙な役職にありながらも貴重な時間を割いていただき、時には夜遅くまで討議をいただく等、大変なご協力により提言にこぎつけることができました。ここに、紙面を借りて厚く御礼申し上げる次第です。

今日、立ち上げ当初に比べ、飼料、燃料等も多少の落ち着きが見られるようになり、乳価の値上げや政府の手厚い対策もありましたが、平成17年度以降の収支の悪化に苦しんでいる酪農経営はこれからがいよいよ正念場を迎ることになります。

この提言が多くの場で議論の一部となり、その結果として少しでも酪農経営に有意義なものとなるよう、心から願っております。

(社) 全国酪農協会

常務理事 今関 輝章